

第1回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成18年12月26日

於：滋賀県農業教育情報センター

第3研修室(2階)

<p>1. 開会</p>	<p>司会</p>	<p>おはようございます。それでは、本日第1回目となりますRD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきたいと思っております。</p>
	<p>嘉田知事</p>	<p>開会に先立ちまして、知事よりごあいさつをさせていただきます。</p>
		<p>皆さんおはようございます。朝早くから、また東京あるいは九州、遠方からお越しいただきまして、まことにありがとうございます。この会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。</p>
		<p>このRD最終処分場問題対策委員会でございますけれども、本日最初の委員会としてご参加いただきましてありがとうございます。また、オブザーバーの皆様には、ご参加いただきまして御礼を申し上げます。</p>
		<p>このRD、栗東市にあります最終処分場でございますけれども、高濃度の硫化水素ガスが発生して以来、7年という大変長い時間にわたりまして、周辺住民の皆さんを初めとして、多くの皆さんにご心配をおかけしてきました。これまで県は、原因者でありますRD社の責任において問題の解決を行わせるという基本方針のもとで、法に基づく改善命令を出し、問題の解決に当たってまいりましたけれども、この6月に事業者が経営破綻をし、原因者による是正が見込めないという大変厳しい状況に陥っております。</p>
		<p>このRD最終処分場問題は、地下水汚染を初めとする環境汚染問題、そして違法に埋め立てられたドラム缶問題、さらに今後の処分場の維持管理など、さまざまな複合的な問題を抱えております。処分場の周辺に県が設置しております観測井戸からは環境基準を上回る物質が検出されておりますし、また100個を超えるドラム缶が違法に埋め立てられたことが明らかになっております。このような課題に対しまして、住民の皆さんのご心配を一日も早く解消していくということが、県としての迅速かつ適切な対応であろうと考えております。</p>
		<p>私は、この7月に知事選挙で皆様に、このRD処分場問題、できるだけ早い解決をというお約束をさせていただきました。そのような覚悟のもとに、この10月にはRD最終処分場問題の解決に向けての県の対応方針案を定め、今、対応策を確定していくための取り組み手順をお示しいたしました。そのためにですね、今回、科学的で専門的な視点を入れた幅広い議論とともに、効果的で合理的な対応策を構築していくということで、問題を引き起こした原因者である事業者及びその関係者の責任を追及しながら、必要な経費も求めていこうと考えております。また、廃棄物処理場の監督権限を有する県が事業者に対しこれまでどのような対応してきたのかという行政対応につきましてもしっかりと検証しまして、その責任の所在を明らかにし、再発の防止を図っていく必要があると考えております。</p>
		<p>こうした中で、一日も早くRD問題の解決を図っていくため、本日お集まりいただきました対策委員会は、環境汚染やドラム缶の問題につきまして具体的</p>

な対応策を検討していただくために設置したものであります。さまざまな分野でご活躍をいただいている皆さんにお集まりいただきました。

また、住民の皆さんには特に環境問題に関しましてご心配をいただいておりますことから、幅広い知識、見識のもと、社会的な感じ、さらには生活者の皆さんの現場からの視点も大いに発言をいただきまして、県民の皆さんにご理解をいただける形で県の実施政策として取りまとめていきたいと考えております。

また、時間的な見通しでございますけれども、来年、2007年の秋を目途に集中審議をお願いいたしまして、2008年、平成20年度からは具体的な対策事業に取り組めるよう予算の措置なども考えていきたいと考えておりますので、ぜひとも集中的な議論をお願いできたらと思います。

この、産業廃棄物にかかわる環境汚染問題の解決は、全国的に見ましても、瀬戸内海の豊島の問題、あるいは青森県と岩手県の県境での問題など、さまざまな先行事例がございます。そのような先行事例をしっかりと学ばせていただきながら、県として前向きに、そして覚悟を持って取り組みたいと考えておりますので、ぜひとも皆さんの具体的、実践的、そして方向を持ったご議論をいただけたらと思います。

少し長くなりましたけれども、委員会の開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

また、大変申しわけないんですが、本日公務が立て込んでおりまして、本来ならば皆さんのご意見をすべてお伺いしなければならぬ立場でございますけれども、後ほど事務局から細部にわたりまして聞かせていただくということで、私はあいさつだけで失礼させていただきます。どうか皆様よろしく願いいたします。

司会

知事には、所用のため退席をさせていただきます。

本日、皆様のお手元に対策委員会委員の委嘱状を配付させていただきました。委嘱状は、知事からお一人ずつお渡しさせていただくのが本来でございますけれども、時間の都合で配付させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、皆様には、本日より平成20年3月31日までの間、委嘱をお願いさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

大変申しおくれましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます最終処分場特別対策室の上田でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから対策委員会を開会させていただきます。

本日は初会合でもございますので、委員の皆さんの自己紹介をお願いしたいと思っております。十分なお時間をとらせていただきたいと考えているんですが、会議日程の都合もございまして、全体で15分程度でお願いしたいと思っております。たいへん恐縮ではございますけれども、私の隣の島田先生の方から、時計回りで順番によろしく願いいたします。

島田(幸)

立命館大学の経済学部にも所属しております島田でございます。どうぞよろし

2. 議題
(1)
委員紹介

委員	くお願いいたします。
木村委員	おはようございます。R D最終処分場の隣接地に居住しております、上砥山上向自治会の方から出てまいりました木村でございます。どうぞよろしくお願い致します。
尾崎委員	おはようございます。大阪産業大学工学部都市創造工学科というところから参りました尾崎でございます。よろしくお願い致します。
江種委員	和歌山大学システム工学部の江種と申します。よろしくお願い致します。
乾澤委員	おはようございます。栗東市環境経済部長の乾澤でございます。どうぞよろしくお願い致します。
伊藤委員	おはようございます。R D処分場の近隣に住んでいる伊藤と申します。現在、栗東市の市議会議員を務めさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。
池田委員	東京から参りました環境総合研究所の池田と申します。よろしくお願い致します。
横山委員	同志社大学の名誉教授の横山でございます。栗東市の委員会の副委員長を6年間やらせていただきました。よろしくお願い致します。
山田委員	R D処分場に隣接しています北尾団地自治会から来ました山田宏治と申します。よろしくお願い致します。
樋口委員	福岡大学大学院の樋口と申します。よろしくお願い致します。
早川委員	滋賀大学教育学部で社会学をやっております早川と申します。この問題を7年間見てきました。行政に対して、この問題の解決のためには住民参加で対策を考えなければいけないということをずっと訴えてきました。栗東市は何とかそういう形が変わっていきまされたけれども、滋賀県はなかなかそういう体制ができずに、まるで水滴が岩を打つような思いをずっとしてきました。知事がかわって、この委員会が立ち上がったこと、本当にうれしく思っています。どうかよろしくお願い致します。
當座委員	おはようございます。R D処分場の近くに住んでおります當座と申します。 私は、この問題が平成11年に起こってからというか、(平成)11年の10月28日、県の担当の方とクロスチェックのために処分場に入ってからこの問題にかかわってきました。処分場で調査が行われたり、改善命令が県の方から出まして、その改善工事が行われる中で、処分場が動くときにはできるだけ処分場の方に足を運びまして、処分場の中に埋められてきたものなりをこの目で見て、においをかいだりして、本当に大変な状況をいろいろ見てきたわけですが、地下水が汚染されていて、この問題がなかなか解決する方向に行かない。今、早川さんがおっしゃったみたいに、この秋で丸7年を過ぎてしまって、やっと対策を立てていただけるという時期に来ました。現場を見せていただいて、いろいろ見てきたことを皆さんにお話ししたいなと思っていますし、いろんな先生方のお知恵をおかりして、この場で多くの方に理解し納得していただけるような対策を立てていけるように私自身も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(1)
設置要綱
について

竹口委員	中浮気自治会、赤坂自治会、日吉ヶ丘自治会、産業廃棄物処理を考える会の4団体で構成する産廃処理問題合同対策委員会から来ました竹口です。よろしくお願いいたします。
高橋委員	滋賀経済団体連合会の会長をしております高橋でございます。よろしくお願いいたします。
清水委員	おはようございます。京都大学の津市にありますが、多分きょうは僕が一番近いところから来たのかもしれませんが。この間、滋賀県の地下水の委員会をやらせていただいて、終わったなと思ってちょっとほっとしていたら、またこのお話をいただいて、最近滋賀県さんの委員会が非常に多くて、近くにありますものですから、協力させていただければと思ってやってまいりました。よろしくお願いいたします。
島田(禮)委員	関西大学法科大学院の教授をしております島田でございます。よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 次に、対策委員会にはオブザーバーをお願いしております環境省近畿地方環境事務所及び財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の方から自己紹介をお願いいたします。
上田	環境省近畿地方環境事務所の上田と申します。オブザーバーとして参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
苗村	おはようございます。同じく環境省近畿地方環境事務所の苗村と申します。よろしくお願いいたします。
猿田	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団適正処理推進部の次長をさせていただいております猿田と申します。よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 私ども事務局も紹介をさせていただきます。
伊藤部長	琵琶湖環境部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
上田技監	琵琶湖環境部で技監をしております上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
鈴木課長	資源循環推進課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
中村室長	最終処分場特別対策室の中村でございます。よろしくお願いいたします。
司会	それでは、これより対策委員会に移らせていただきたいと存じますが、まずこの対策委員会の設置目的等につきまして、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱に基づいて事務局から説明をさせていただきます。
中村室長	お手元の資料 No. 1 に RD 最終処分場問題対策委員会設置要綱が入っております。それに基づいてご説明させていただきます。 まず第1条から説明させていただきます。趣旨といたしまして、株式会社アール・ディエンジニアリング最終処分場における環境汚染問題及び違法に埋められたドラム缶問題などについて、対策などを検討するため、RD最終処分場問題対策委員会を設置するということで、これが全体の趣旨でございます。

第2条には、所掌事務といたしまして、今申し上げました趣旨を達成するために、大きく4つの所掌事務を挙げさせていただきました。1つ目は、最終処分場における廃棄物及び地下水などの調査に関する事、2つ目は、そういった調査を踏まえた上での環境汚染及び違法埋め立てに係る課題の整理及び評価に関する事、3つ目といたしまして、生活環境の保全上の支障の除去に係る効果的、合理的な対応策の検討に関する事、4つ目といたしましては、RD処分場が破産したということで、今後の監視体制、維持管理体制等につきましてのその他必要事項の調査検討に関する事、大きくこの4つを所掌事務に挙げさせていただきました。

組織といたしましては、栗東市長が推薦する住民の方々、学識経験者、栗東市の職員ということで、そこに示させていただいた人数以内で構成するという事でございます。委員長は委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。(第三条)7番目には、今もご紹介がありましたが、知事は必要に応じて対策委員会にオブザーバーを置くことができるというふうに定めさせていただきました。

任期は、先ほども申し上げましたとおり、本日より(平成)20年3月31日までとさせていただきます。

会議は、定足数といたしまして、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定めさせていただきました。それから、委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。それから(第五条)4番目として、きょうも傍聴席等を設置させていただきましたけれども、対策委員会は公開とする。

専門部会の方でございますが、対策委員会に専門部会を設置し、理工学的事項についての専門的な検討をするということでございます。部会員は、委員長が専門的な知識を有する学識経験者の委員の中から指名する。部会には部会長、副部会長を置く。部会長は互選により定める。副部会長は部会長が指名する等々を定めさせていただきます。2枚目に入らせていただきます。(第六条)8番目に、部会長は、必要に応じて部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。部会は、対策委員会と同じように公開とする。部会長は、検討結果を委員会に報告するものとするというふうに定めさせていただきました。

検討結果の報告につきましては、委員長は所掌事務の検討結果を取りまとめ、知事に報告する。

事務局は、私ども琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置かせていただいております。

第9条といたしまして、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるというふうに定めさせていただいたところでございます。

この要綱につきましては、(平成)20年の3月31日限りということで、それまでに有効なまとめをしていきたいということで定めさせていただいたところでございます。

以上です。

司会 ただいま事務局から説明のありました設置要綱につきまして、ご質問がございましたらお受けさせていただきたいと思えます。

池田委員 開催の告知と議事録などの公開についての記載がございませんけれども、
中村室長 委員会の運営につきましては、後ほど委員長選任等が終わった段階で委員長が定めるといふうなこともございますので、その中で議論させていただきたいと考えております。

司会 ほかにご質問がございましたらお受けさせていただきます - - 。
ほかにも質問もないようでございますので、議事に移らせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、まず会議の成立につきましてご報告をさせていただきます。本日出席をいただいております委員の皆さんの数は16名でございます。これは委員総数19名の半数を超えておりますので、先ほど説明させていただきました設置要綱第5条第2項に定める当委員会の成立要件を満たしておりますことを報告させていただきます。

なお、本日の会議は、第1回の会議でございますので、琵琶湖環境部長名で招集をさせていただきましたことにつきましてご了承をお願いしたいと思います。

(1) それでは、議題(1)の対策委員会について、まず対策委員会の委員長の選出についてお願いいたします。

委員長 委員長の選任につきましては、設置要綱第3条第3項の規定で、委員の皆様
選出 の互選とされております。委員長の選任につきまして、ご意見等はございませんでしょうか。

早川委員 県がこの問題に関しまして委員会をつくるのは、実はこれが初めてではありません。硫化水素が発生したときに、滋賀県は硫化水素問題対策委員会というのをつくりました。しかし、その委員会は、提言はまとめたものの、いまだそれは実行されずに、住民から反発を招いて、何の成果も上げることができませんでした。これは、2つの要因があったと思います。1つは、住民に対するペダンチックな態度、つまり学者ぶった態度があって、全然住民の共感が得られなかったということです。もう1つは、自然科学的な学者のみで構成されたために、社会的な問題として把握することに失敗したことです。住民たちが望んでいたのは、あの問題をどうするんやという真摯な問いかけでした。それに対する回答ができなかったから失敗したんだろうと思います。

この委員会には、2つのことをお願いしたいと思っています。1つは、住民に開かれた委員会であってほしいということです。もう1つは、自然科学的な技術的な対策だけではなく、あの処分場を社会的に解決する。今、あの処分場は破産管財人が管理していますけれども、結局だれが所有するのかという問題を抱えています。この問題に明確な返答が必要だろうと私は思っています。この委員会には、この2つのことを重視して取り組んでいただきたいと思います。

そこをお願いがあります。ぜひ私を委員長に選んでください。この問題が起きてから、ずっとこの問題の解決を願ってきました。その思いは、ここにいらっしゃる委員の中でも多分一、二であろうと思っています。私は、これはベルーフだと思っています。つまり、召された命、天命だと思っています。もし私以上にそういう思いを持っている方でしたら、私はぜひ委員長になってもらいたいと思いますが、もしよろしければこの仕事を私にやらせてください。よろしくお願いします。

司会 ただいま早川委員からご意見をちょうだいいたしましたけれども、ほかの皆様、ご意見ございましたら。

伊藤委員 いろんな学識経験者、また専門分野の方がいらっしゃいますので、何回か2回か3回か会議を開いた中で、どなたがいいかということで、互選ということでありましたら、そこを適宜見はからえるというふうな状況をつくってから委員長を選出するべきだと私は考えております。

司会 ただいま早川委員から委員長への立候補と、伊藤委員からは状況を見はからってというふうなご意見がございましたけれども、ほかに皆様ご意見いかがでしょう。

早川委員 伊藤さんのお気持ちはよくわかるんです。きょう初めて顔を合わす人ばかりなので、この人はどういう人なのかというのがわからないというのはよくわかります。ですから、理想は、どういう考えを持っている方なのか、民主的な方なのかどうなのかということをおかした上で選ぶというのがベストだと思います。しかし、そう悠長なことは言っていただけません。先ほど説明がありましたように、この委員会は平成 20 年 3 月 31 日に終わることがもう既に予定されているわけです。その中で、精力的に仕事をしていかなければいけません。やはり予定どおりこの場で委員長を選ぶべきだと思います。これは、私を選んでくれと言っているわけではなくて、先延ばしというのは悪弊だと思っています。この問題はてきぱきと仕事をしていかなければいけないだろうと私は思っています。

司会 他の委員さんのご意見を承りたいと思います。伊藤委員の初めてだから今すぐに互選ということはなかなか難しいというふうなお話もございましたし、早川委員の委員長としてやっていきたいという表明もございました。ほかの委員の皆さんに委員長の選任につきましてご意見をいただきたいと思います。

池田委員 私は、地元ではありませんので、ここの状況については詳しく存じませんが、短期間の中で効率的に仕事をしていくためには、事情がよくわかっている方というのは非常に大きなメリットがあると思います。今、この場で立候補された方は早川委員ですけれども、それにほかの委員の方の大きな異論がなければ、それでもいいのではないかと私は思います。私は余りにも外の者なので、私の意見はそういうものだけということだけは申し上げたいと思います。

司会 池田委員のご意見は、大きな異論がなければ、早川委員に委員長になっていただいたらどうかということですが、ほかの方ございますか - - 。

大きな異論ということにつきまして、この場で異論がある、ないということ

を申し上げるのもなかなか難しいところがあるんですが、どういう形で今の池田委員のご意見をまとめさせていただいたらよろしいでしょうか。

伊藤委員 ほかの方のご意見が出ないような形でしたら、この場でこういった形で委員長を指名していくか、選出するかという採決をとってしまったらどうでしょう。後々二、三回やって委員長を選出するのか、今この場で立候補されたのが早川さんのみなので、それでいくかということをお場で採決してしまってはどうでしょうか。

司会 ただ、委員長を二、三回後というのは、会の招集も大変難しくなりますので、事務的な支障も大変大きくなるわけでございますけれども……。

伊藤委員 委員会の開催頻度というのは、どのぐらいの割合で今お考えになっておられるのでしょうか。委員長が決まったら、その後に決めるということになっているのか、今県が考えているのが月に何度というふうに大体決められているのか、その辺はどうなんだろうね。

中村室長 後ほどの今後のスケジュールの中でご説明させていただく内容かなと思っておりまして、あれだったんですが、全体としては、先ほど知事の言葉にありましたけれども、来年9月、10月ぐらいをめどに、委員会としては8回ぐらい開催させていただきたいと思っています。ただ、その間の内容につきましては、調査、それから課題の整理、対策等々で非常にタイトなスケジュールになっているのはそのとおりでございます。時間をかけて委員長を選任ということにつきましてはなかなか難しいのではないかと考えております。

先ほど伊藤委員からお話がありましたけれども、きょうお集まりいただきました委員の先生方は、面識のある方もいらっしゃいますし、ない方もおられるというのが実情ではないかと考えております。私どもといたしましては、いろんなことを想定しながら、事務局としても、こういった方の中で、委員長はこういう方ではどうかというふうな案も持っているのも正直なところでございまして、そのあたりもどうさせていただこうかなというのを今考えているところなんですけれども。

當座委員 先ほど自己紹介ということで、皆さんのお名前と職名という形でさせていただいたんですけども、具体的にこういったことをされているのかというのをもう少し……。委員長を決めるに当たって互選するということなんですけれども、初めてお会いする方も多いので、もう一言、二言皆さんに言っていただくとありがたいというのと、今、中村さんからお話があったみたいに、事務局としてはどう考えておられるという部分も後で聞かせていただけたらありがたいと思います。

それと、この委員会に関して、前にも県の方の硫化水素の調査委員会というものがあって、そのときは非公開の形でされてきました。私たちに示されるのはその委員会の結果だけであって、こういった議論がなされていて、どうしてそういうふうな結果になってきたのかというのがわからないまま、私たちの質問にもなかなか答えていただけず、すごく期待していたにもかかわらず、この問題を解決するために私たちが望んでいるような方向のものでなかったの、

それは本当に早川さんがおっしゃったとおりだと思いますし、私もこの対策委員会が公開にされたということはすごく意味のあることだと思っています。皆さんにその議論の中身を聞いていただいて、これだけこういう資料に基づいてこう議論されて出てきた対策をこういうふうにやっていくということを皆さんに理解していただくためには、公開ということはすごく大事なことだと思っていますし、そういう意味では開かれた委員会という位置づけができるんじゃないかなと思っているんですけども、皆さんにもう少しお話ししていただいて、どういう方なのか、短い時間で理解するというのはなかなか難しいと思うんですけども、よろしくお願いいいたします。

司会 今、當座委員から、もう一度皆さんに自己紹介をしていただいて、そして事務局案というものについても聞かせてほしいというご意見がございました。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

早川委員 事務局がおっしゃるとおり、私の立候補に関しては、事務局は全く知らないことでした。多分、こういう会議というのは、事務局の方が根回しをして、大体こういう方に委員長をという話で進むんだろうと思います。ですけども、私としてはこの仕事をやりたかった。だから、先ほど立候補したわけです。もし積極的にやりたいということでしたら、お互いの意見を闘わせて、その上でそれ以外の方に判断してもらうのがベストだと思います。もしそれができるのであったら、私は喜んで発言させていただきます。ただ、事務局から頼まれたので、じゃあ私は受けますというような程度でしたら、やはりその人に対して失礼ではないか、そこまでお願いするのはどうかなというふうには思います。

どなたに事務局の方から依頼があったのか、私は全く知りません。もしその依頼があった方がここでご発言されて、この対策委員会をどういうふうに運営されるのか、ご信念を披露していただければ、私としても願ってもないことだと思っています。その上で、私の考えを申し上げて、それ以外の委員の方に判断してもらうのがいいのではないのでしょうか。

司会 早川委員からご意見を賜りました。他の方ご意見いかがでしょうか。まず、當座委員のもう一度自己紹介をしていただくことと、事務局案について説明をするということ、そして早川委員は立候補の意思を再度表明されておりますが、ほかの方のご意見を承りたいのですが。

高橋委員 先ほど皆さんからお話が出ていましたように、初めてお目にかかった方が多うございますので、ここでどなたにということを決めていただくのはちょっと無理かと思うんです。とって、ずるずるいってしまっても困るので、きょう一回は仮にしておいていただいて、次回までに各先生方とかブロック（各分野）ごとに3人か4人集まっていたら、この方がいいんじゃないかというふうなご推薦をいただいた上で決めさせていただいたらいかがでしょうか。

司会 今の高橋委員のご発言は、きょうのところはとりあえず一回やらせていただいて、その後、また各分野でご推薦をいただいた中で委員長を決めてはどうかというご意見がございました。皆さん、いかがでございましょう。ご意見をいただきたいと思っています。

伊藤委員 私はそれがいいと思います。その際、先ほど當座委員が言われましたように、各自の経歴の紹介ということでありますけれども、文書をもちまして、次回までにその文書配付によってその方々の経歴を知るということで提案したいと思います。

司会 高橋委員にご賛同いただいたご意見が出ましたが、ほかの方がいかがでしょうか。

早川委員 皆さんがそういう形でまとまるのはいいんです。ただ、懸念するのは、何か陰湿な多数派工作が起きてしまうと嫌だなという感じがするんですね。もう少しオープンな形で決めた方がいいんじゃないかと私は思うんです。もし、今日決めないんだったら構わないんですよ。次回までに私の所信表明みたいなものを皆さんにお配りして、ほかに立候補される方の所信表明を出してもらって、その上で判断してもらっても一向に構わないんですが、オープンな形でやってもらいたいなと思います。

そこで、私は顔、姿形を出していますので、事務局案というのはどなたですか。その方がせっかくここにいらっしゃるんでしたら、正々堂々とちゃんと名乗り出て発言していただいた方が、後でしこりもできないし、わかりやすくもいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

司会 先ほどの高橋委員のご意見は、今回はとりあえず委員長は出さずに、またご推薦でということでございますので、きょう事務局案を出すというのは余り意味のないことかなと思うんです。高橋委員のご意見にご賛同いただけるということであれば、そういう形で、早川先生がおっしゃるように公明正大にやっていくことが大切だと思いますし、皆さんいかがでございましょう - -。

(1)
副委員長
専門部会
委員の
指名につ
いて

皆さんおおむね承していただいたように思うわけでございますけれども、本日のところは、委員長の選任につきましては次回に送るということで、その間にきちとした形で委員長を選任していくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

どうもありがとうございました。それでは、議題を大きく変更させていただきまして、委員長の選出、副委員長の指名、専門部会委員の指名につきましては、今回の議題からは先送りすることとさせていただきます。

(1)
傍聴等の
取り扱い
について

4つ目の対策委員会開催に係る傍聴等の取り扱いについて説明をさせていただくことになるわけでございますが、本日、委員長に後の議事をお願いさせていただいていたわけでございますが、以降の進行につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。事務局の方で進行させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」)

それでは、事務局の方で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、対策委員会開催に係る傍聴等の取り扱いについてということで、資料No. 2でございます。このR D最終処分場問題対策委員会開催に係る傍聴等の取

り扱いにつきましても、委員長が最終的に決めるということで要綱に規定されておりますので、きょうはこういうことを事務局として考えているということでご了承いただきたいと思っております。

議事に変更しまして、私がかつともこの説明をさせていただき役でございますので、司会が引き続きさせていただきます。

対策委員会の傍聴要領の案でございますが、この対策委員会は公開という形でさせていただきますので、その傍聴要領について、案を皆さんにお示しさせていただきますいております。資料 No. 2 の裏面でございます。

1 番には、傍聴する場合の手續について記入をさせていただきます。委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催前 15 分以前に、会場受付で住所及び氏名を記入してください。開催時刻前 15 分以降において、傍聴希望者が定員に満たない場合は、定員を満すまで先着順で傍聴を許可しますということで、本日は 60 名の皆さんを定員にしております。あと、(3) につきましては、傍聴者がふえた場合に抽せんをやらせていただくこと、(4) につきましては、自由な議論をしていただくために、係員の指示に従っていただきたいということを書かせていただいております。

2 番につきましては、委員会での審議に支障がないように配慮をいたしまして、まず会議の開催中は静かに傍聴していただくこと、それから拍手その他の方法で賛成、反対等の意向を表明しないこと、会場内では携帯電話、ポケットベル等の電源は切っていただきたいこと、飲食、喫煙等はしないこと、会議中はみだりに席をお立ちにならないこと、その他会場の秩序を乱したり会議の支障となる行為をしないようお願いしたいと考えております。

3 番目に、会議の秩序の維持ということで、係員の指示に従っていただくこと、どうしても注意に従っていただけない場合は退席をお願いすることもありますということをもとめた傍聴要領を定めていきたいと考えております。

資料 No. 2 に戻っていただきたいんですが、議事録の取り扱いでございます。先ほど池田委員からご指摘がございましたが、議事録の取り扱いにつきましては、まずきょうの会議結果の公表をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、開催日とか委員の参加の状況、議事の状況、その検討状況を簡潔にまとめまして、A 4 (用紙) 1 枚程度で公表したいと思っております。内容については、委員長が決まれば、あらかじめ委員長にご了解を得たいと考えているんですが、まだ委員長が決まっておきませんので、きょうの開催結果につきましてはまた皆さんにお諮りしたいと思います。まずは会議開催結果を公表させていただきます。次に議事録の作成でございます。事務局で議事録の原案を 1 カ月以内に作成したいと考えております。原案を委員の皆様へ配付し、内容の確認をお願いいたしまして、その後、修正があれば速やかに修正を行って公表したいと考えております。そういうことで、会議の開催結果をまず公表したいことと、議事録につきましては、皆様の中で確認をいただいて公表していきたい。議事録につきましては少し時間がかかるというふうな考え方をいたしております。

3番目に、事務局の作成資料でございます。本日は当日のお渡しということになったわけでございますが、資料につきましては事前に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。それから、委員の皆さんから特に資料を提供したいということがございますならば、事務局の方でお受けして配付させていただきたいと思っておりますので、その節はまた事務局の方にお申し出いただければ結構かと思っております。

以上、RD最終処分場問題対策委員会開催に係る傍聴等の取り扱いにつきまして、対策委員会の傍聴要領の関係、議事録の取り扱いの関係、事務局の資料、委員の皆様方の資料について、早口でございますけれども、説明をさせていただきました。何かご意見がございましたら承りたいと思っております。

山田委員
司会

会議開催結果の公表は、ホームページには出ないんですか。

ホームページで載せさせていただこうと考えております。

それで、実はきょうの会議につきましてもできるだけ早くホームページに公開したいと考えているわけでございますけれども、皆さんに配付してご了解をいただくということにさせていただきますでしょうか。それとも、どなたか代表の方に見ていただくという形にさせていただきますでしょうか。といいますのは、時間的に、会議開催結果の公表というのは速報性というのを事務局としては思っておりますので、その点についてご意見を承りたいと思っております。

早川委員
司会

委員長が決まらないんでしたら、今回は事務局の判断で出すのが筋ですよ。そういう形をお願いするというところでよろしいんじゃないでしょうか。

事務局の判断、事務局の責任で会議結果を公表させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。そういう形でさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

(2)
経過と現
状につい
て

中村室長

次に、議題の(2)RD最終処分場問題の経過と現状につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

それでは、RD最終処分場問題の経過と現状についてということで、この分厚い資料に基づきまして説明させていただこうと思っております。

まず、アール・ディエンジニアリング最終処分場の経緯ということで、1ページには位置図を示させていただきました。

RDの全体の概要につきましては、既に委員の皆様方にご承知かと思っておりますけれども、簡単に申し上げさせていただきますと、処分場の施設につきましては、全体面積として約4万8,000㎡、許可されている容量としては約40万㎡、埋め立ての許可をいたしましたのは、廃プラスチック、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、瓦れき類でございます。滋賀県の場合は、安定型最終処分場に金属を入れることについては許可していないということでございます。

3ページには、現状の許可の区域といいますか、このページでいきますと、上の方が第1処分場ということで許可した区域、左下の方が第2処分場ということで許可した区域でございます。

4 ページに、R D 最終処分場問題の経緯ということで、簡単にまとめさせていただきます。

昭和 54 年に最終処分場の埋立許可をしております。その後、平成 2 年から平成 10 年にかけては、個々については非常に書きづらいので、ここでまとめて書かせていただきましたが、苦情が何件か入ってきております。許可区域外への埋め立て、悪臭の発生、焼却炉等からの黒煙の発生、ばい煙、ばいじんの飛散、火災の発生等々が起こっていたというふうな情報が残っております。

そういった中で、平成 11 年 10 月に処分場排水管から硫化水素が検出されたということで、幾つか調査していきますと、(平成)12 年の 1 月には 1 万 5,200ppm の硫化水素、(平成)12 年の 7 月には 2 万 2,000ppm の硫化水素が検出されたといったようなことがございました。

その後、硫化水素問題だけではなく、地下水問題も浮かび上がってきたということで、地下水調査等も行った中で、平成 13 年の 12 月に最終処分場の改善命令をかせせてもらいました。大きく 4 つございまして、深掘り地域といいますが、許可範囲よりもさらに深く掘った部分について、そこから地下水へ汚水が流出している可能性があるということでの深掘り箇所は是正、それから水処理施設をつくりなさいということで、処分場の中から発生するものについては水処理施設で処理する。それから、北尾団地が R D 処分場と本当に隣接しているということから、またそちらの方に硫化水素が検出されたということから、そちらの部分から 20m 以上廃棄物の法をバックさせなさいという命令、それから全体の工事の沈砂池の設置ということで、この 4 つの改善命令をかせました。

その改善命令につきましては、平成 17 年 6 月 30 日に是正工事が完了したわけですが、その後、住民の皆さんがご心配になっておられました区域につきまして、ドラム缶が埋まっているのではないかとといったようなご心配があった場所について掘らせましたところ、最終的にはドラム缶 105 本、一斗缶 69 個、油の入ったポリタンクといったものが見つかったということでございます。これらにつきましては、不適正な処理ということで措置命令をかせましたけれども、平成 18 年 6 月に R D 社破産手続開始決定の公告が出たということで、事実上ここで経営破綻したということがわかったわけでございます。

そういった中で、国の方から専門家チームにも来ていただき、助言を受け、県の対応方針をつくり、それについてはきょうお集まりいただいております委員会の設置につながっていくということでございます。

5 ページに、その問題だけではなく、処分場そのものの経過を簡単に書かせていただきました。時間の都合で、ポイントだけ説明させていただきます。

まず、(昭和)54 年 12 月 26 日に佐野正に新規許可、この場所について安定型埋め立て、瓦れき類の埋め立てを許可したということになってございます。

ただ、この場所につきましては、9 ページを見ていただきたいんですが、当時栗東町の一般廃棄物処理場がございました。その下の方の写真でございますけれども、白い点線が現状の R D 処分場の敷地でございます。赤い点線は、鴨

ヶ池といひまして、この鴨ヶ池を一般廃棄物の最終処分場に活用なさっていたということでございます。経緯のところを書いてございますけれども、昭和 46 年 2 月に契約をされ、最終的には昭和 51 年 5 月までここで埋立処分をされていたということでございます。昭和 51 年に栗東町環境センター開業ということで、いわゆる焼却炉がこのときにできたということがございまして、この時点からは埋め立て等はされていない。その間の栗東町のごみの処理状況といたしましては、その下に書かせていただきましたが、(昭和)46 年から 51 年までで 2 万 3,514 t のごみがこの場所に埋め立てられたという経過がございます。

その後、昭和 54 年に、先ほど申し上げました第 1 処分場の方に安定型埋め立てということで許可し、その後、許可品目をふやしながら埋め立てを続けてきたということでございます。その間、あの施設につきましては、焼却炉とか破碎施設といったいわゆる中間処理業も同じ場所でされていたという経過がございます。

最終的に、次の 6 ページに入らせていただきますが、いろいろな経過がございましたけれども、最終処分業としては平成 10 年の 5 月に廃止届が出ておりまして、この時点から今日までは埋め立てはされていない状況が続いているということでございます。RD の処分場につきましてはそういう経過でございました。

それ以降の現在までの調査ということで、その次のところに入らせていただきます。まず、この資料につきましては、これまでの RD に関する調査で公表されたものについては全部入れさせていただいたつもりでございます。県の調査、それから栗東市の方でも調査されておりますので、項目によっては両方あわせた形で資料を作成させていただきました。個々の内容につきましては、整理しづらいものについては個々に挙げさせていただいたというものでございます。

まず、資料の目次でございます。1 番目に、RD 最終処分場周辺の概要ということで、地形概要、地質概要を挙げさせていただきました。それから、現在までの現地調査と結果ということで、ボーリング調査、現場透水試験、周縁及び周辺の地下水調査、最終処分場内の浸透水及び浸出水調査、最終処分場内の有害物質汚染調査、硫化水素等ガス調査と、大きくはこれだけの調査をここで整理したということでございます。

なお、中ほどから後ろの方は資料編ということで、それらの整理したもとなる資料でございます。中ほどにブルーの紙を入れているんですが、ちょうど半分ぐらいは資料編ということで、その根拠になる資料でございます。埋立処分場に係る基準、地下水の基準等々もそこに挙げさせていただき、地層構造のもととなりましたボーリング柱状図、地下水のモニタリング等々の個々の地点での個表等を資料編の中で挙げさせていただいたということでございます。

それでは、順を追ってポイントだけを説明させていただきたいと思っております。

最終処分場周辺の概要ということでは、特にこの処分場は地下水の問題等もございますので、それに特化して説明させていただきますと、1 ページ中程に

最終処分場周辺の地下水の流向は、旧地形図の等高線から判断いたしますと、河川の流下方向と同じように、次の地図を見ていただきながらになるんですが、南側は御園地区 - - ちょうど真ん中よりちょっと下の方ですが - - から上砥山方向へ流れている。これは、金勝川という川に沿ったような形での流れが1つ考えられる。北側は、草津あるいは手原方面への流下ということで、左の方向が琵琶湖でございますので、全体としては琵琶湖の方に流れていくということでございます。

それから、1枚見ていただいたのが現在の処分場周辺の地形図でございますけれども、もう1枚あけていただいたのが、明治25年の大日本帝国陸地測量部ということで、そのころのこの周辺でございます、比べていただきますと、随分都市化が進んでいるということが見ていただけるだろうと思います。

地質概要につきましては、今後の専門部会等でいろいろ議論が出てくると思いますけれども、RD処分場の周辺につきましては、扇状地、蛇行河川、湖沼などの堆積層を交互に繰り返している状態でございます、幾つかのところでは火山灰層も検出されているということでございます。後ほど申し上げますが、そういった火山灰層が一つの大きな鍵層、いわゆる地層を確認する上でのベースとなる層といたしますか、そこから数えていくということで、鍵層というものが見受けられるだろうということを書かせていただきました。文献によりますと、このあたりは古琵琶湖層群の草津累層に相当するとされております。カラー図が、古琵琶湖層群の地域層序と火山灰層によるそれらの状況でございます。

7ページをお開きください。現在までの現地調査と結果ということで、まずボーリング調査を何カ所かやらせていただきました。

8ページから9ページにかけて、ボーリングの箇所、地盤標高、掘削深、ストレーナーの位置 - - これは地盤標高で出したものでございます。帯水層、それから調査業務名ということで、個々の地点については、こういった業務の中でボーリングを行ったということでございます。

この地点につきましては、次のページの一覧表の中でお示しさせていただいております。図2.1-1、ボーリング位置図を見ていただきますと、赤い丸と青い丸がございます。右の方に書かせていただきましたが、赤い丸が観測井戸でございます、採水できるようになっております。青い丸は、ボーリングをした位置ということで、地層確認ないしはボーリングしたときに出てきた水等について測定しておりますが、赤い丸につきましては、定期的なといいますか、随時測定できる状態になっているということでございます。右の一覧表は、それぞれ県No.1から県No.9(新)、下の方は市が施工された市No.1からNo.10、それから事前No.1からNo.8までということで、周辺、処分場内でこれだけのボーリング調査を行ったということでございます。

そこで、今回、県の今までの調査の中で、地下水の汚染問題ということが一つの大きな問題ではないかと考えておまして、地下水の問題をまずご説明させていただきたいと思っております。26ページをお開きいただけますでしょうか。周縁及び周辺の地下水調査ということで、地下水のモニタリング調査から、順番

に個々の地点での状況につきまして、どういうものが検出されたといったことをここに掲げさせていただいたということでございます。

ただ、個々の地点につきましてご説明させていただくより、表の中で説明させていただいた方がわかりやすいのではないかと思いますので、34 ページをお開き願えますでしょうか。その左側の 33 ページは、周縁及び周辺地下水調査一覧ということで、県と栗東市でそれぞれ行った定期的なモニタリング、それから栗東市さんの方で行われた各ポイントごとでの不定期な調査等につきまして、それぞれの地点ごとに整理したものでございます。なお、県の観測井戸と申しましても、栗東市さんの方で県の観測井戸を調査されている場合もございまして、そういった調査は貴重なデータでございますので、あわせて 34 ページの一覧表の中に整理させていただいたということでございます。

この結果につきましては、いわゆる地下水をとり、濁っていようと濁ってまいが、濁りのまま分析した結果でございます。場合によっては、SS - - 浮遊物質が 3,000 以上とか、それ以上の濁りを生じていた水もあるわけでございますけれども、基本的にはそれらをすべて濁りも含めた形で分析した結果が 34 ページでございます。

それで見させていただきますと、ヒ素が幾らかの箇所で見つっております。県 No. 2、No. 3、市 No. 2 ということで、これらの地点につきましては、先ほどの 10 ページの観測井戸と対比しながら見ていただくと結構でございますけれども、まず県 No. 2、No. 3 というのは、その地形図で申しますと、処分場の上の方に北尾団地がございますが、その一角に県 No. 2 がございます。それから、下の方に県 No. 3 という観測井戸を設けております。市 No. 2 というのは、その下手の方といいますか、流れていく方向に経堂池という池がございますけれども、その間に何本か掘っている井戸の方でございます。それから、市事前 No. 2、No. 7 は、処分場の西側の市道に当たるわけですが、事前 No. 1 ~ 6 までのもの、それからもう少し右の方の事前 No. 7 といった位置関係でございます。それぞれの深さ等についても 10 ページに示させていただいたところでございますが、1 つ言えますのが、ヒ素が何カ所かで検出されている。

ただ、ヒ素につきましては、35 ページを見ていただきますと、同じ県 No. 2、No. 3 というところでも、35 ページの方は濁っていた水をろ過した後のデータでございまして、ろ過をしてやれば、全体的な平均といいますか、場合によっては全く検出されない。ろ液 - - ろ過された液の方にはヒ素が含まれていないといったようなことがございまして、多くは SS 成分 - - 浮遊物質の成分によるヒ素ではないかと見ております。ただ、ろ過したものについても幾つか検出されているということもございまして、そのあたりにつきましては 1 つヒ素としての問題があるのかなと考えております。

それから、2 番目の総水銀でございます。これは、市 No. 3 で検出されたものでございまして、ほかのところでも幾つか出ておりますが、特に市 No. 3 で 30 回調査のうち 30 回検出されているということでございます。場所につきましては、また 10 ページのボーリング位置図でございますが、左下の方、経堂池より

もさらに 200mほど下流に市 No. 3 と書いてございますけれども、その位置で検出されているということでございます。ただ、総水銀につきましては、市 No. 3 で継続的に見ついているということでございますが、R D 処分場の直近では余り検出されていないという状況でございます、これにつきましても専門部会の中でご議論をお願いしたいと思っております。

それ以外には、鉛、ホウ素、それから特に県として心配しておりますシス - 1,2 - ジクロロエチレンというものが県 No. 1 で見つかっております。県 No. 1 は、R D 処分場と経堂池の間の県の井戸でございます。この井戸では、0.006 ~ 0.099 と、これが検出された最低と最大でございます、平均が 0.067 という値でございますが、22 回調査のうち 19 回検出されております。このシス - 1,2 - ジクロロエチレンにつきましては、明らかに自然由来とは考えづらい人工的なものであるということで、これにつきましても原因、対策等について考えていく必要があるのではないかと考えています。

それ以外と致しましては、ダイオキシンが県 No. 3 で検出されております。15 回のうち 5 回ということで、平均 1.7、高いときには 14 という値が出ております。ただ、14 と出ているときは、浮遊物質 - - S S が 3,300mg / l ということで、非常な濁り水であったということかなと考えておりますが、県 No. 3 で検出されたダイオキシンの由来等につきましても、今後先生方のご意見等々をいただきたい内容かと思っております。

地下水の現況の問題といたしましては、今現在そういうところが一つの大きな問題ではないかと思っております。

それから、36、37 ページに箱ひげ図をつくらせていただきました。ただ、全データではございまして、この箱ひげ図は、36 ページの右下の方に掲げさせていただきましたが、全体を順番に並べまして、箱の中が 25% から 75% ということで、全体の半分ぐらいはこの間に入っている。それと、最大値が棒の一番上で、最低値が棒の一番下というふうに見ていただきたいんですが、先ほど申し上げましたシス - 1,2 - ジクロロエチレンが県 No. 1 で全体として高い位置にある。これは、やっぱり一つの問題になるのかなと思っております。その下の総水銀につきましては、市 No. 3 の位置で、0.005 付近で全体の 50% あるわけでございますが、それ以外のところではほとんど見受けられないという状況でございます。ヒ素、ホウ素、フッ素等々につきましても、このような結果が見られているという状況でございます。

38、39 ページにつきましては、それぞれの項目と、それから一番下は浮遊物質量をそのページごとに掲載させていただいております。特に 39 ページを見ていただきますと、S S の高い時がヒ素、鉛、カドミウムの高いところと一致するというのもございまして、少なくともヒ素、鉛、カドミウムにつきましては S S 成分 - - 浮遊物質の影響があるのではないかと考えております。

40 ページの方にも示させていただきました、ダイオキシン、フッ素につきましても、こういった傾向が見受けられるのではないかと見ております。

次に、45 ページの浸透水の調査でございます。埋立処分場の中でごみに触れ

た水ということで、定期的にモニタリングしているものは、県の方で、勝手な言い方ですが、浸透水という名前をつけさせていただきました。浸出水と2種類書かせていただきましたが、浸出水は、例えばボーリングをして、洗浄を一人やるんですが、まだ安定していない状態でとった水が浸出水ということで、若干表現を変えさせていただいております。45 ページは、浸透水及び浸出水調査一覧ということで、県それから栗東市でこういった調査を行ったということでございます。

この結果につきましては、47 ページに、先ほどと同じようにSS分も含めた形での結果を示させていただきました。それぞれ網かけのところが、平均で下の地下水の環境基準 - - 安定型処分場の維持管理基準を超えたということで、やはり同じようにヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン等々が処分場の中の水から検出されているということでございます。

そのろ過した水というのでも48 ページに掲げさせていただきました。ヒ素、総水銀、鉛、カドミウム等々の重金属につきましては、ろ過してしまうとほとんど検出されないということもございまして、SS成分 - - 浮遊物質の影響が大きいのではないかと見ております。

次に、51 ページでございます。埋設廃棄物とその周辺土壌有害物質調査一覧ということで、ボーリングしたときに廃棄物を分析しておりますが、廃棄物と土壌は渾然一体となっております。そういった意味で、非常に分離しにくい状態で分析した結果でございますが、これらにつきましても資料に示させていただきました。

例えば、53 ページは、溶出試験で、旧鴨ヶ池の高アルカリ原因調査のときにフッ素が検出された。それ以外のところでの溶出試験につきましては、基準を超えたものは幾つかございます。例えば、最大最小で書かせていただいている分については基準を超えたものもございまして、平均的に基準を超えたものが旧鴨ヶ池のフッ素ということでございます。

それから、含有試験も同じようにやらせていただきました。特に気になりますのが、鉛が処分場の中では150を超えて検出されるケースが結構あるという状況でございます。

時間がございませんので走らせていただきます。

それ以外の各地域での廃棄物と土壌との混合物等につきましては、その後ろに順番に書かせていただいたとおりでございます。

62 ページからは、ガスの関係の分析をさせていただきました。全体のまとめが62、63 ページでございまして、左側から調査名称、調査時期、調査方法、調査結果を挙げさせていただきました。平成11年に硫化水素が出て、その原因究明等をやっていく中から、最終的には周辺への影響等々も含めまして、県のやった調査、それから63 ページは栗東市さんがやられた調査ということで、こういう結果をまとめさせていただいたということでございます。

これ以降につきましては、個々の調査ということで、その他の調査の中では、

例えば栗東市さんの方で経堂池の調査をされております。それから、地下水の流向流動調査もされております。現在、県の方では、地下水等の問題を探りながら、地層等々につきましても、ボーリング調査の中で、恐らくこういうことであろうといったような調査もしておりますが、地下水の流向流動調査については栗東市さんの方で1回やられただけということもございまして、今後、先ほど申し上げました地下水の問題を究明していくためには、地層の確認、さらにそういった地層の中で水がどのような形で動いていくのかといったことについても追加調査を行いながら、地下水の汚染、廃棄物の汚染状況等についてもその中で検討していくことが必要ではなからうかと考えております。その他の調査につきましても、そこに個々に挙げさせていただいておりますが、個々の点については時間の都合で割愛させていただきたいと思っております。

中ほどから後ろにつきましては資料編ということで、今申し上げました根拠になる資料を後ろの方につけさせていただいたということでございます。

非常に走りまして、これだけの内容を短い時間で説明するのは非常に難しいと承知しているんですが、工学的、科学的な見地の中で、汚染の状態の現状把握、課題の整理、そういった中で、専門部会の中でもっと時間をかけた上での議論をお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上で終わらせていただきます。

司会
早川委員

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

先ほど、県が以前つくった調査委員会が機能しなかった理由を2つ申し上げました。1つは、ペダンチックで、住民に開かれたものではなかったということ、もう1つは、問題を自然科学的な問題に矮小化したということでした。今のご報告を見てがっかりしたのは、私だけではないだろうと思っております。今の報告の題名は、RD産業廃棄物最終処分場問題の経過と現状です。これが問題のすべてでしょうか。ここで挙げられているのは、自然科学的な、しかもペダンチックな情報だけです。それ以外にもさまざまなことがあったはずですよ。例えば、栗東市では、周辺住民に対する生活影響調査をやっています。その調査の中で、地域住民の人たちの苦痛、苦悩の声がたくさん拾われています。なぜそれを説明しないんでしょうか。

それから、行政対応について、もっと詳しい説明が必要です。栗東市は、住民参加の委員会を立ち上げてこれまでやってきました。そして、滋賀県はそういうことを拒んでずっとやってきたという経過、それから何回住民集会を開かれたのか、それに対してどういうふうなことが話されたのか、そういう経過がありません。

また、住民運動団体や周辺自治会からは、さまざまな要望書がこれまで県にも栗東市にも上がっているはずですよ。その資料が全くないのはどういうことなんですか。今回間に合わなかったというのでしたら、次回までにそういう社会科学的な面でのデータをちゃんとつけるべきですよ。

それから、もう一度確認しますけれども、この対策委員会は自然科学的な対応をするだけではないはずですよ。この問題は、社会科学的な、あるいは社会学

的な問題を含んでいます。それを包括的に対応する委員会であるべきですし、そのように設置要綱はあると思っています。ぜひ次回までに資料の整理をお願いいたします。

中村室長

今、早川委員の方からご発言がありました。私どもといたしましては、まずR Dの処分場について、問題の把握、いわゆる今回の委員会設置要綱の中でも示させていただきましたが、環境汚染の問題、それから違法に埋められたドラム缶問題等々、幾つかの問題をこの処分場は抱えている。これは十分承知しておりますし、そういった観点での対応策を考えていかなければならないということはそのとおりだと思っております。

当委員会の所掌事務の中では、廃棄物、地下水等の調査をまずきちっとやっていくこと、それから環境汚染及び違法埋め立てに係る課題の整理、評価をやっていく、それから生活環境上の支障除去に係る効果的、合理的な対応策の検討を行っていく、それから監視体制その他必要事項の調査検討に関することということで、4つの所掌事務を挙げさせていただきました。

今回の委員会の中では、廃棄物処理法に基づいた形での埋立処分場が現況こういう状態である、これをどういうふうにすれば周辺の住民の方が安全な形で生活していただけるのかといったことを念頭に置いた上で、理学、工学といった先生方、それから他分野、経済とか法律関係といった方を交えた中で、効果的で合理的な対応策をこの委員会の中で検討していきたいと思っております。早川委員のおっしゃいました社会学的な問題等々も当然あるかと思えます。そういった分野での検討につきましては、今後、この委員会とは別に、当然のことながら我々が住民の方々とお話しさせていただく、そういった意味での住民の方々とのコミュニケーションの中で考えていく話ではないかと思っております。

早川委員

社会学的な案件はここでは話さない、住民との話し合いの中ですと言われますと、私は何でここにいるのかということになるんですけども。今おっしゃったこの所掌事務は、すべて物理的な、あるいは自然科学的な対応だけで解決する案件ではありません。社会的なシステムをつくっていく、それから住民の合意をとっていく、そういったことが含まれるはずで。そのために必要なことを討議するのがこの場なんじゃないですか。そして、そのためには、これまでどういうことが行われてきたのかというのをちゃんと提示すべきです。私は間違っているでしょうか。

中村室長

この所掌事務の中で、先生のおっしゃった分につきまして、例えば課題の整理とか評価、それから対応策等々につきましては、当然のことながら住民の方々の理解、これは当たり前のことだと思っています。ただ、理学的、工学的な見地の中で、何が問題であるのかといったことをきちっと整理したものを提示させていただく、そういったものがまずこの中でも必要ではないかと……

早川委員

それはわかっているんです。それだけではないでしょうということも言っているんです。ですから、今回はこれだけの資料になっていることは仕方がないですが、次回までにちゃんと社会的な問題を整理して提出してくださいと言っ

中村室長 ているんですが、それはできないのでしょうか。

現時点で、今回こういった形で進めさせていただく中で、先ほど先生のおっしゃいました住民さんとの合意とか、そういった観点での内容等々の必要が生じてきた場合につきましては、そういったことにつきましても検討していきたいと思います。

早川委員 最初に、まず委員の皆さんにこの問題を知っていただくというのが今回資料を出した意図だと思うんです。ここで出されたさまざまな資料は、RD産業廃棄物最終処分場の問題の一部でしかありません。この対策委員会は、問題を全体的、包括的に対応する、そしてそれを県に提案していくという委員会です。そのためには、一部分だけ見て全体を論じることはできません。必要があると私は思います。なぜこの部分だけに絞るのでしょうか。それならば、社会科学の、例えば法律や私のような社会学の学識者、あるいは地域住民は、ここにいる意味がなくなってしまいます。そうじゃないでしょうか、伊藤部長。

伊藤部長 私どもの委員会設置の趣旨といいますのは、設置要綱に書いておりますように、この4点についてご審議、ご検討を賜りたいということで委員会を設置したと理解しております。したがって、そこはちょっと誤解を呼ぶような言い方をしますが、RD最終処分場の問題に関して、すべてこの委員会でご担当いただいて、すべてお答えいただくという、それほどの大きな役割を、委員会にすべてを任せるとするのは大変だろうと思っております、あくまでこの4点についてご審議賜りたいと思っております。

ただし、この4点についてご検討いただき議論いただく上で必要な情報については、当然ながらお出しするということはある話でございます。加えて、この4点以外に、委員会として、ぜひとも我々としてこういうふうな意見を言いたいということについてご提案いただくなりおまとめいただくのは、当然あってしかるべきだろうと思っております。

早川委員 改めまして、次回までに社会学的な資料を整理してまとめてください。これは委員としてお願いします。

伊藤部長 ご希望のほどはお聞きしました。残念ながら委員長さんがおられませんので、そこをどう整理するかということがございまして、繰り返しますが、設置要綱の4点のご審議を賜りたいということで皆さん方をお願い申し上げました。そこで、この4点についてご議論いただく上で必要な情報について、きょうお示したものは、最低限これだけの資料は必要だろうということで準備したものでございまして、加えて、この検討項目についてご議論いただく上で必要と思われる資料について準備することはやぶさかではございません。検討したいと思います。

司会 他にご意見ございますでしょうか。

池田委員 今いろいろとご説明いただいた各調査の内容を見るだけに、この手の産業廃棄物の処分場にかかわる問題は、私も沖縄から北海道までいろんな案件を見えますけれども、かなり重大な汚染を含んでいる問題であることはデータから見てもわかるんです。ただ、この問題を解決していく上で、こういった測定結果、

調査結果を見るだけでは、今早川さんがおっしゃったような意味で非常に不十分であると私自身も感じました。

特に、なぜこういうような事態になったのかというところをしっかりと押さえておかないと、汚いところをきれいにすればいいという矮小化した問題になってはいけないと思います。特に滋賀県は琵琶湖を抱えていますので、これをきっかけに、県内の産業廃棄物のあり方全体、あるいは一般廃棄物も含めて、ごみに対する考え方というものに非常に大きな提言というか、そういうものを導くようなものでなければ、単に汚いところをきれいにするためにどうやれば合理的かということだけを小手先で示すようなものになってはいけません。もちろん緊急のものであることは十分わかりますけれども、その意味で、なぜこういう事態になったのか。

ご説明で非常に足りないと思ったのは、すべての調査が、平成10年以降、処分場が終わってからの硫化水素事件に端を発した後の調査であって、それまで許可した県、あるいはそれを受け入れた市は何をやっていたのかというあたりもわからないわけです。その辺のことも、地元の住民の方とのいろいろなやりとりとか、どういう要望に対して、なぜこういうところまで調査をしたのかとか、そういったこともぜひ私も知りたいと思いますので、資料をご用意いただきたいと思います。

先ほどのご説明で、4ページの経過の中で、平成2年から10年のいろいろな苦情が寄せられていた間に、じゃあ県は何をしてきたのかというあたりの説明は全くなかったわけですが、その辺でこそしっかりとした対応がなされていけば、ある意味こんなひどいことにはならなかったということもあるわけですので、その辺の県の対応の仕方というようなあたりの情報も、私としてはぜひ見せていただきたい、教えていただきたいと思います。

上田技監

実は、RD問題に関しましては、知事がごあいさつで申し上げましたように、今池田委員からもお話がありましたように、県がどう対応してきたのか、なぜここまで問題が大きくなったのかについては検証をしたいと。そして、責任のあり方をはっきりした上で、先ほど池田委員は非常にいい言葉でおっしゃっていただきましたけれども、我々としては産業廃棄物の再発防止をきっちり打ち出したいという思いを持っております。

改めて、県の今までの行政対応のあり方につきましては、別途に検証委員会を立ち上げる形で準備をやっている段階でございます。このことにつきましては、県の対応方針案の中にきっちり位置づけをしまして、皆さんの委員就任のときには、2つの委員会で県は対応したいと。したがって、最終的には県の検証委員会の答えも対策委員会の中にはご報告をしたいと思っておりますけれども、早川委員並びに池田委員からお話がありましたように、県はどのような形でいろんなことに対応してきたのか、その結果どういう状況になったのかにつきましては、そちらの方を中心に委員会を運営したいという思いを持っておりましたことから、先ほどお話し申し上げましたように、こちらでは環境汚染問題、これが何よりも解決を急がれる問題でありますことから、この対策委員会の設置に

なっているものでございます。

先ほどからお話が出ていますように、我々としては、今後つくります対応方策については、住民の皆さん方並びに関係の皆さん方のご理解とご協力がぜひとも必要でございます。そういう関係で、今までどう取り組んできたのか、先ほどから出ていますように、社会学的な状況も欠かせないと基本的には思っております。その基本となりますのは、やはり事実関係、何がどうあったかということでございますので、きょうはそれを中心に、理科学的なものになりましたけれども、説明を申し上げたという状況でございます。

それで、社会学的な状態というのは、非常に評価が難しい問題もありますことから、検証委員会というふうに思っておりますけれども、必要な資料は、部長が申しましたように、その都度お出ししたいと。ただ、まとめて全部次回までにとというのは、少し時間をちょうだいさせていただきたいと、事務局のお願いでございます。

司会
當座委員

他にご意見ございますでしょうか。

先ほど説明していただいた5ページのRD社の産業廃棄物処分業許可等の経過というところで、この処分場は安定型処分場で、RD社として中間処理もしてきたということなんですけれども、それ以外に運搬の許可をとって、滋賀県だけではなくて、ほかの都道府県からもごみを搬入していたと。どうしてこういう問題が起こったのかという中に、埋め立てられる処分場に中間処理もあって、運搬業務もされていて、ほかの都道府県から持ってこられたごみが、本来はきちっと中間処理されるべきところが、されていなかった可能性もあるんじゃないかということをお私たちとしてはずっと言ってきたわけです。そういう意味では、滋賀県として許可されている部分というのはこれだけだと思うんですけれども、RD社としてどういうふうな免許を持ってやってきたのかということとは、また資料をいただきたいと思えます。

それと、6ページのところで、先ほど説明がありましたけれども、平成10年の5月27日に廃止届が出されて受理されています。その後、平成10年の7月3日に処分場の変更許可というものがおりていて、第1処分場、第2処分場の容量がふえています。どうして廃止届が受理された後でこういうことが起こっているのかというところは、私は今までも言っているんですけれども、平成10年に追認の許可をされた滋賀県の責任というのはすごく重たいものがあると思っていますし、この部分に関しても、もう少し皆さんにわかるような資料の提供があったらありがたいなと思いました。

それと、細かい話になるんですけれども、先ほど49ページ、50ページの浸透水と浸出水の説明があったんですが、廃掃法上、浸出水という言葉はないんじゃないかと思うんです。ずっと立ち会わせていただいていた、浸透水というのは、ごみの中を通った水を採取できるような、蛇腹であったとしても、きちっとした井戸であってもいいわけでしょうけれども、そういうものをつくって採取して分析するというところでやっていた部分と、工事をするときに重機で掘ったら水が出てきたので、その水も参考として見ていただきたいと私

(3) 今後のスケジュールについて

- たちも言ってきて、それに対応して見てきていただいた水という意味では、浸出水というのは、見ていただいた結果がこうだったという出し方をしていたというのはありがたいんですけども、きちっと採取設備があって、洗浄もされた状態でくみ上げて分析していただいているのに、浸出水という位置づけでされている部分もあるんじゃないかと思うんです。それは、ことしの3月に行われたコアボーリングの調査のとき、新しいNo. 5の井戸でとられた水が浸出水という位置づけでされているということで、出てきた水をどう判断するのか、浸出水として取り扱うのか、浸透水として取り扱うのか、それも随分大きく違ってくると思いますので、この部分も、専門的なことになってくると思いますけれども、専門部会の方できちっと議論していただきたいと思っています。
- 司会 ご意見ということで承っておきます。
ほかにご意見ございますでしょうか - -。
- ほかにないようでございますので、次の対策委員会の今後のスケジュールについてでございますけれども、現時点で事務局として考えている案につきまして説明をさせていただきます。
- 中村室長 きょうはちょっと変則的な形で、委員長が選任できなかったということもあるんですが、とりあえずこんなことかなということを知っていただきたいということだけでご説明させていただきます。
- 第1回、第2回で、最終処分場問題の経過と現状把握をさせていただく。きょう説明させていただいた分につきましては、専門部会等で、先ほどのご意見も踏まえながらきちっと整理した上で、改めて第2回でご報告させていただく。第3回、第4回につきましては、そういった中で課題の整理と評価をしていきたいと思っております。第5回、第6回では、生活環境保全上の支障の除去対策についてということで、具体的な対策等についての議論をお願いしたいと思っておりますし、第7回、第8回ぐらいで対応策についてのご議論をお願いしたいということでございます。
- 現時点で事務局の考えております全体のスケジュールについては以上でございます。
- 司会 このことにつきましてご意見がございましたら承りたいと思います。
- 當座委員 このスケジュールの中で、先ほどこの対策委員会として何をすべきかという4点のご説明がありましたけれども、その中に入るのか入らないのかはあれですが、議会の方で、議員さんの質問に対して県の方が答えておられるのが、ドラム缶の拡大調査をどのようにするのかということと、平成3年に掘られた穴というのが工業技術センター側のところにあります、その問題に関してこの委員会でも検討していただくという答弁をいただいているので、その部分をどういう形で入れていただくのかということがちょっと気になっています。
- 中村室長 幾つかの問題につきましては、議会の中でも、この委員会の中でご議論をお願いしたいというふうに答弁させていただいております。そういう形で進めさせていただきます。
- 早川委員 先ほども言ったように、我々はこの問題をずっと注目してきましたから、あ

る程度は理解しているんですが、そういう方以外もこの委員の中にはいらっしやるわけです。これまで議会で知事がどういうふうに答弁してきたのかといったことも整理していただかないと、今後の話で、それはここの所掌事項じゃないとか、それは既に決まっているとかいう話になってしまって、混乱すると思うんです。ですから、基本的な行政側のスタンス、これまで県民に約束したことは何なのかということはちゃんと整理して出してください。そういうことが先ほど言った社会学的な資料の一つです。よろしくお願いします。

中村室長
司会
池田委員

ご意見ということで承っておきます。

他にご意見ございますでしょうか。

スケジュールを見せていただくと、だんだん会が進むごとに、支障の除去ぐらいまでは、科学技術的に理工学的にどのくらい危ないからどうした方がいいというのはある程度言えるのかもしれませんが、その後の監視体制とか対応策についてということになると、だれがどこまでどういう責任があるのかとか、そういうことをわかった上で、地域住民のこれに対する関与の仕方がどういふものだったのか。きょう5人ほど委員の方がいらっしやっていますけれども、それぞれ地域でどういうふうにかかわりが違うのかとか、行政と地域住民との関係はどうだったのかとか、そういうようなものを判断した上で、どういふモニタリング体制が適切なのかということも出てくると思いますし、対応策でも、どこの組織あるいは機関がどういう責任を負った上で何をしなければいけないかというのがありますので、先ほどおっしゃっていた、県なのか市なのか、その両方なのか、行政としての検証の委員会というものを密接にこちら側とリンクさせていかないと、最終的なこのあたりの議論はできないと思いますので、その辺は相互になるべく風通しよくというか、議論に支障のないようなやりとりをぜひ踏まえて進めていただきたいと思います。

中村室長
早川委員

わかりました。

市の調査委員会をやってきた立場から言わせていただくんですけども、市の環境調査委員会は2回、市民対象の説明会を市と一緒にやって、これまでどういふことをやっているのかということで、広く一般の方々からも意見を聞くという機会を設けました。どうやらこのスケジュールから言うと、そういうことは考えていないようなんですが、基本的には、我々は我々だけで公開で皆さんの前でやっているわけだから、県知事に対して提言をまとめる。その上で、県の方がパブリックコメントが何かをするのかもしれませんが、何かの施策を打ち出すという手順なんではないでしょうか。それとも、どういふ形で県民や地域住民の納得を得られるだろうかということをお我々の中でもフリーハンドで議論して、こういうやり方がいいのではないかというような形で進めることができるんでしょうか。その辺の事務局としてのお考えをお聞きしたいんですけども。

上田技監

先生おっしゃったように、この委員会は、開かれた委員会を我々としてはやりたいために、公開ということをお言っております。あるいは、県が作り出した対応方針案では、透明性を大事にして、住民のご理解とご協力をいただきたいとお言っております。したがって、公開という形で先ほどから要綱の説明

をさせていただきますけれども、我々行政が資料を公開で出せばそれで終わりというようには思っておりません。傍聴される人数は限りがございます。議事録も、出したところで、読まれる方は少ない可能性もございます。したがって、委員会としての説明会とかそういうことは予定いたしておりませんが、当然のことながら、この委員会に合わせる形で地元には県が入って、事務局の立場から、対応についての経過等も含めまして、何回になるかわかりませんが、住民の皆さんにはご説明を申し上げたいと思っております。

あるいは、住民の皆さん方からのご意見が委員会あてに出てくる可能性もあるかと思えます。それは、直接的には今のところ考えておりませんが、事務局なりいろんなところに投げられたものは整理をし、委員会の皆さんにもこういう住民のご意見があったということはお伝えしたいと思っております。そういう中で、先生おっしゃられたように、この委員会としてどういう対応をするかご議論賜って、こういう形で事務局が用意せよということであれば、それは委員会の方のご指示により我々としては動きたいと、こういう思いで今のところ考えているものでございます。

司会

他にご意見ございますでしょうか。

當座委員

今の話のことにもなると思うんですけども、ことしの11月だったかと思うんですが、「滋賀プラスワン」という県の広報にRDの問題が初めて掲載されたと思うんです。この委員会でこの問題を議論しているという審議の経過はホームページの方でも載せていただくというお話でしたけれども、「滋賀プラスワン」という県の広報の方でも掲載していただくとありがたいと思っているんですが、どうでしょうか。

中村室長

当然、インターネット等をやられない方もいらっしゃる中で、できるだけ多くの方に知っていただきたいということもございますので、検討させていただきます。

木村委員

近くに住んでおります関係上、RDの社長が県の方と同席されて地域での対応についての説明をされました折に、医療系の廃棄物を京滋地区で60%ぐらいのシェアでもって回収したという報告があったんですが、適正な処理がされていたらいいんですけども、医療系廃棄物の適正な処理がされていない場合、『感染性のものについて大丈夫か』という心配が一部の住人から出ております。これを余り声高にしますと、『感染性廃棄物が違法な形で処理されている場合に、風評被害が立つと、この辺に住んでおられへんようになったらいかぬから、できるだけこれは抑えている』という心配の声も出ておりますが、今日の委員の先生の中で、そういう医療系の、しかも感染性の廃棄物についての先生はいらっしゃるわけですか。

中村室長

委員会の中で、現段階で幅広い分野での先生方に集まっていたらいいと思っております。その中で、当然、廃棄物の一つとしての医療廃棄物につきましては、十分な知識のある先生もいらっしゃると思えます。そういった先生にお聞きする必要があるのかなと思えます。また、もしも議論の中でさらにそれ以上に必要ということであれば、制度の中でそういった専門の方にお話を聞か

(4)
その他

木村委員
司会

せていただくというふうなことも考えていけばどうかと思っております。

心配がないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

予定の時刻を15分ほど超過いたしておりますが、皆さんほかに何かご意見ございますでしょうか - -。

本日の委員会につきましては、委員長を選出が次回に持ち越されたこと、それに伴います副委員長の指名、それから専門部会員の指名ができておりません。このことにつきましては、先ほどの皆様のご意見を承りまして、また事務局で検討させていただいて対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

お手元に専門部会と対策委員会の日程調整表をお配りさせていただいております。専門部会については、本日委員長の指名ができませんでしたので結構でございますけれども、第2回の対策委員会を今のところ1月下旬から2月上旬に予定いたしておりますので、皆様のご都合を、丸、三角、バツ - - 都合がよい、なるべく避けてほしい、バツというふうな表示で、事務局の方に、恐縮でございますけれども年内に送っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

當座委員

第2回委員会の日程調整ということで表をつくっていただいているんですけども、これは、あくまできょう委員長が選ばれて、専門部会も次の2回目までに行う予定でのことですよね。今回委員長を選ぶことができなかったのも、早いこと2回目の委員会を持って専門部会を立ち上げていかないと、どんどんおくれていってしまいますので、1月29日からの日程調整で表をつくってくださっていますけれども、上の専門部会の1月15日からという幅の中で皆さんの都合のいい日を選んでいただいた方がいいんじゃないですか。できるだけ早く2回目をした方がいいと思うんですけども、どうでしょうか。

司会

今、當座委員のご指摘がございましたけれども、専門部会の欄を使っただきまして、1月15日から2月9日までの日程についてご記入をいただきますようにお願ひいたします。大変恐縮でございますけれども、きょう、あす、あさってくらいで、手帳をめくっていただきまして、お願ひいたしたいと思ひます。

以上で本日予定しておりました第1回対策委員会の議事はすべて終了いたしました。以上で閉会にさせていただいてよろしいですか。何かご意見ございましたら - -。

3 .
閉会

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上